

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 26 日

各

都	道	府	県
市		町	村
特		別	区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

官報の発行に関する法律施行後の官報発行サイトにおける
無縁改葬公告の閲覧等可能期間等について

官報の発行に関する法律（令和 5 年法律第 85 号。以下「官報発行法」といいます。）が本年 4 月 1 日から施行され、官報は官報発行サイトに掲載されることをもって発行されることとなりますが、プライバシーの確保への配慮を要する事項等一定の事項については、掲載をした日から起算して 90 日を経過した日の午前 8 時 30 分までの期間（以下「閲覧等可能期間」といいます。）に限って同サイトにおける閲覧・ダウンロードを可能とすることとされているところです（官報発行法第 8 条第 1 項及び第 4 項並びに官報の発行に関する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 80 号。以下「官報発行内閣府令」といいます。）第 15 条及び第 18 条）。

今般、官報に関する事務を所管する内閣府と協議した結果、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和 23 年厚生省令第 24 号。以下「墓埋規則」といいます。）第 3 条第 2 号に規定する旨を官報に掲載することにより行う公告（以下「無縁改葬公告」といいます。）についても、これに含まれる本籍、氏名等の個人に関する情報を公衆が無期限に閲覧することができる状態に置くことによりプライバシーの確保に支障が生ずるおそれがある場合も考えられることから、閲覧等可能期間に限って官報発行サイトにおける閲覧・ダウンロードを可能とすることとなりましたので、その旨御了知いただくとともに、下記の留意事項と併せて、管内の墓地及び納骨堂の経営者その他の関係者への周知についても、よろしくお願い申し上げます。

なお、本事務連絡の内容については、内閣府とも協議済みであることを申し添えます。

記

- 1 墓埋規則第 3 条第 3 号の規定中「官報の写し」とあるのを「官報を出力した書面」等に改める改正を行ったことについては、令和 6 年 11 月 1 日付け健生発 1101 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局長通知「墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布等について」のとおりであるが、官報発行サイトへ

の掲載後、閲覧等可能期間が経過した無縁改葬公告であっても、国立国会図書館等においては引き続き「官報を出力した書面」の入手が可能であるほか、独立行政法人国立印刷局が提供する会員制の「官報情報検索サービス」においても、官報発行サイトに掲載された無縁改葬公告と同一の情報を、閲覧等可能期間経過後も閲覧・ダウンロードすることが可能であり、これを出力した書面も「官報を出力した書面」であること。

- 2 インターネットを利用できる環境になく、官報発行サイトで官報を閲覧・ダウンロードすることができない場合等を想定して、官報サービスセンターを通じ、官報に掲載された情報を記載した書面の交付を受けることが可能ともされており（官報発行法第 10 条等）、上記改正後の墓埋規則第 3 条第 3 号には当該書面の写しも掲げられているところであるが、当該書面については、閲覧等可能期間内でなければ交付を受けることはできないこと。閲覧等可能期間経過後に当該書面の写しを入手する方法については、国立国会図書館において複写サービスの利用が可能であるほか、当該書面を一般の利用に供している公立図書館等においても、複写が可能な場合がある。
- 3 災害等の事情が生じたことにより官報発行サイトに掲載する方法による官報の発行ができず、官報発行法第 11 条第 1 項に規定する書面官報が発行される場合、官報サービスセンターを通じて当該書面官報の頒布が行われることとされており（同条第 5 項）、上記改正後の墓埋規則第 3 条第 3 号には書面官報の写しも掲げられているところであるが、この書面官報については、官報発行法第 11 条第 1 項の掲示をした日（同条第 5 項の特別の事情があるときは、当該特別の事情がやんだ日）から起算して 90 日を経過した日までの間でなければその頒布を受けることはできないこと（官報発行内閣府令第 23 条第 1 項）。当該期間経過後に書面官報の写しを入手する方法については、上記 2 の後段と同様である。